

はじめに

『史記』高祖本紀の集解が引く応劭注に「徭、役也」とあるとおり、「徭」は通常、賦役労働一般を指すとされる。例えば王彦輝は「民を無償で使役することはすべて「徭」」であるといい(王 2016、251 頁)、渡辺信一郎は「戸籍に登録された国家の基本成員である編戸・百姓から義務として徴発された卒が遂行する様ざまな労働」が「徭役」であり、地方での力役のみならず「辺境防備を主とする戍卒(徭戍)や中央政府諸官府を警備する衛卒、あるいは走卒に代表されるような中央・地方諸官府の最下級吏員まで包摂する」ものだとする[渡辺 2010、133 頁]。

これに対し楊振紅は、すべての義務的労役が「徭」であったのではなく、中央政府や郡県が承認した「正式な労役」のみが「徭」であり、「集落共同体内部での労役」などはそこに含まれないとする[楊 2015、200 頁]。そのうえで楊は、「徭」に含まれることが明らかな労働が多くの場合物資の運送業務であることに着目し、『説文解字』の「繇、隨從なり」(十二篇下)こそが「徭」の本義を述べているとする[同、208 頁]。

廣瀬薫雄もまた、楊とは違う史料に拠り、「徭」の意味に限定を加える。廣瀬によると、「徭」は必要に応じて臨時に徴発される労役であり、輪番形式で定期的に徴発される労役(「踐更」)はこれに含まれないという[廣瀬 2010、325～328 頁]。

さらに、「徭」の意味を広やかに捉える渡辺信一郎も、「徭」は徭役の汎称である一方で、時に限定的な意味を持ち、その場合は城壁などの修築・維持に徴発される労働を意味するという[渡辺 2010、111～112 頁]。

「徭」と「戍」を組み合わせた「徭戍」もまた、論者によって解釈の異なる用語である。伝統的な解釈では、「徭戍」は「戍辺」の意とされる(『漢書』昭帝紀如淳注)。これに対し、山田勝芳や楊振紅は「徭戍」を「徭と戍」とし、「力役と兵役」の意であるとする[山田 1993、楊 2015、206～208 頁]。

「戍」字にもまた解釈の揺れがある。『説文解字』は「戍」を「辺を守るなり」(十二篇下)とし、これが伝統的な解釈であるが、論者によっては「戍」を辺境防備に止めず、首都における衛士としての勤務や、地方郡県での軍務も含むものとする[例えば楊 2015、194～196 頁]。秦漢時代の労役制度研究は諸説が紛々とし、論点を整理することさえ難しいが、最も基本的な「徭」「戍」の字義をめぐっても、すでに多くの異説があり、一致を見ない。

本稿は、秦漢時代の徭役・兵役制度の研究を進めるための第一歩として、まずは「徭」「戍」の意味するところを確かめようとするものである。特に問題としたいのは「徭」字の意味をより限定的に捉える諸説の当否である。私見によると、これら諸説は出土文字史

料の誤読の上に組み立てられており、「徭」はやはり、より広やかな意味を持っていると考えられる。諸説の論拠となっている史料の検討から始めたい。

第一章 二年律令 411～415 および秦律十八種 116～124

楊と渡辺が「徭」の意味をより狭く解釈する論拠は、まずは二年律令 411～415 簡である。以下に原文のみを、簡ごとに引用する¹。

發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以訾（貲）共出車牛及益、令其毋訾（貲）者與共出牛食・約載具^ㄥ。吏及宦皇帝者不（411）

與給傳送事。委輸・傳送、重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里^ㄥ。免老・小未傅者・女子及諸有除者、縣道勿（412）

敢繇（徭）使^ㄥ。節（即）載粟、乃發公大夫以下子未傅年十五以上者。補繕邑院、除道橋、穿波（陂）池、治溝渠、塹奴苑、自公大夫以下、（413）

□勿以為繇（徭）^ㄥ。市垣道橋、令市人不敬者為之^ㄥ。縣弩春秋射各旬五日、以當繇（徭）^ㄥ。戍有餘及少者、隕後年。興（414）

傳（？）送（？）為□□□□及發繇（徭）戍不以次、若擅興車牛、及繇（徭）不當繇（徭）使者、罰金各四兩。（415）

楊は右の条文の「…補繕邑院、除道橋、穿波（陂）池、治溝渠、塹奴苑、自公大夫以下、（413）□勿以為徭。…（414）」に拠り、集落の垣根の補修のような「集落共同体内部での労役」は「徭」ではない、との見方を示す。渡辺も同じ箇所に着目し、当該部分を以下のように訳す。

城壁・庁舎を補修し、道路・橋梁を維持し、ため池を開鑿し、水渠を修治し、城壕・空隙地の排水をするばあいは、公大夫以下、…を徭として徴発してはいけない。

すなわち末尾に見える「徭」は、この場合は「補繕邑院」以下の城壁修築などを限定的に指しており、さまざまな役務のうち、この狭義の「徭」には「公大夫以下の者」が動員されなかった、との解釈である。

だが両者の主張は、413 簡と 414 簡が接続することを前提としている。両簡が直接つながらない可能性は夙に指摘されていたが、岳麓書院所蔵簡〔肆〕（以下「岳麓〔肆〕」）の刊行により、それは確実になった。

●繇（徭）律曰、補繕邑院、除田道橋、穿波（陂）池、漸（塹）奴（鵞）苑、皆縣黔首利毆（也）、自不更以下及都官、及諸除有爲 151（1255）

毆（也）、及八更、其皖老而皆不直更者、皆為之。冗宦及冗官者、勿與。除郵道橋・駝（馳）道行外者、令從戶 152（1371）

□□徒為之、勿以為繇（徭） 153（1381）

¹ 釈文は『二年律令與秦律十八種』（上海世紀出版股份有限公司・上海古籍出版社、2007）に拠る。

●繇（徭）律曰、委輸・傳送、重車負日行六十里、空車八十里、徒行百里。其有□□□□ 248 (1394)

□而□傳于計、令徒善攻閒車。食牛、牛犂（犂）、將牛者不得券繇（徭）。盡興隸臣妾、司寇、居貲贖責（債）、縣官 249 (1393)

□之□傳輸之、其急事、不可留毆（也）、乃為興繇（徭）^レ。有貲贖責（債）捨日而身居、其居縣官者、縣節（即）有 250 (1429)

繇（徭）戍、其等當得出、令繇（徭）戍、繇（徭）戍已、輒復居。當繇（徭）戍、病不能出及作盈卒歲以上、為除其病歲繇（徭）、251 (1420)

勿聶（躡）□□論毆（繫）、除毆（繫）日繇（徭）戍、以出日傳（使）之。252 (1424)

●繇（徭）律曰、發繇（徭）、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執灋（法）、郡各請其守、皆言所為及用積 156 (1295)

徒數、勿敢擅興、及毋敢擅傳（使）敖童・私屬・奴及不從車牛。凡免老及敖童未傳者、縣勿敢傳（使）。節（即） 157 (1294)

載粟、乃發敖童年十五歲以上、史子未傳先覺（學）〃室、令與粟事。敖童當行粟而寡子・獨與老 158 (1236)

父老母居^レ、老如免老、若獨與瘠（癯）病母居者、皆勿行。 159 (1231)

傍線で示したとおり、右の三条文は二年律令 411～414 と共通する内容を持ち、ほぼ同内容の制度が秦から漢の初頭まで継承されたことは疑いない。そのうえで二年律令と岳麓〔肆〕を見比べると、二年律令 413 簡と 414 簡の間に、岳麓〔肆〕 151 簡の下部から 153 簡の冒頭に至るまでの内容（網掛け部分）があったはずであり、1～2 本の簡を脱していることが了解される。楊・渡辺の所説は、この点で論拠を失うことになる。

楊が論拠とするもう一つの史料は、睡虎地秦簡の秦律十八種 116～124 の前半部分である。これも簡ごとに原文を引用し、日本語訳には行論の便宜上、番号を付しておく。

①興徒以為邑中之紅（功）者、令結（婢）堵卒歲。未卒堵壞、司空將紅（功）及君子主堵者有臯（罪）、令其徒復垣之、（116）

勿計為繇（徭）。②●縣葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬（塹）垣離（籬）散及補繕之、輒以效苑〃吏〃、循之。（ア）未卒歲或壞（117）

【臯夫】（決）、令縣復興徒為之、而勿計為繇（徭）^レ。（イ）卒歲而或【臯夫】（決）壞、過三堵以上、縣葆者補繕之。（ウ）三堵以下、及雖（118）

未盈卒歲而或盜【臯夫】（決）道出入、令苑輒自補繕之。③縣所葆禁苑之傳山・遠山、其土惡不能雨、夏有（119）

壞者、勿稍補繕、至秋毋（無）雨時而以繇（徭）為之。④其近田恐獸及馬牛出食稼者、縣畜夫材興有田其旁（120）

者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得為繇（徭）。…（後略）…（121）

①徒を動員して邑中での作業を行う場合、牆壁には一年間の保証期間を設けさせる。

一年未満で牆壁が壊れたなら、作業を監督した司空および牆壁を担当した君子は罪を咎められ、その徒にふたたび牆壁を築かせ、集計して徭役には換算しない。②県が禁苑や公の馬牛の苑を請け負い、徒を動員して堀・塀・籬・柵を作る、およびそれらを補修する際には、そのつど苑吏にチェックを依頼し、苑吏が視察する。(1)一年未満で壊れたなら、県にふたたび徒を動員して作業させ、集計して徭役には換算しない。

(2)一年が経過してから壊れたなら、それが三丈を超える場合は請け負った県が補修する。(3)三丈以下の場合、および一年未満であっても不法に壊されてそこから侵入された場合は、そのつど苑に自前で補修させる。③県の請け負っている禁苑が山から近かろうと遠かろうと、その土壌が悪くて雨に耐えられず、夏に壊れた場合には、すこしづつ補修してはならない。秋の雨が降らない時期になってから徭徒を動員して作業する。④苑が耕地に近く、動物や馬牛が外に出て収穫物を食べるおそれがある場合には、県嗇夫がその近傍に耕地を保有する者を適宜動員し、貴賤ではなく、耕地の多寡に応じて人手を供出させて、塀を作ったり補修したりし、これを徭役に換算することはできない。

まず①②は牆壁などの建造について規定する。①「邑中の事」、つまり集落内にある牆壁の修築・管理であれば、縣の司空が責任を負う。一年以内に壊れれば、作業に当たった者を再び徴発し、修理させる。一方、②禁苑や官苑での役務は「邑中の事」ではないが、県が請け負い、苑吏が作業を視察する。そして修築箇所が壊れた場合については、

- (1)一年以内に壊れれば、県の責任。
- (2)一年以上でも崩壊部分が大きければ、県の責任。
- (3)崩壊部分が一定の範囲内である場合や、不法に破壊された場合は、苑の側で修理する。

という責任の分担になる。

続く③は禁苑のなかの、土壌が悪く壊れやすい箇所の補修で、これは県が請け負う。夏期に雨で壊れれば、秋期にまとめて、徭役労働を動員して修理する。

最後の④は、苑内の動物が農作物に損害を与える可能性がある場合で、県が苑の傍に耕作地を持つ者を動員して塀を作らせる。その労働は徭役にカウントしない。

さて、楊は右の条文中の「勿計爲徭」「不得爲徭」(波線部)に注目し、すべての労役が「徭」であったわけではないと結論する。だが、いくつかの労役が「徭」と見なされないのは、それらが「国家が承認した正式な労役ではない」からではあるまい。①と②(1)の場合が分かりやすく、再修築の労役が「徭」とされないのは、当初の作業が杜撰であったことへのペナルティの意味が込められていたからであって、重近啓樹はこれを「罰則としての労役」と呼ぶ[重近1999、143頁]。④の労役はといえば、これは確かに官吏が一般民を率いて行うものであるが、耕地が苑に近接する特定個人の利益を守るための作業であり、それゆえに「徭」とは見なされないであろう。

以上要するに、「徭」とはやはり「義務としての労働力の提供」の汎称であり、義務労

働のうち特定のものを指すとする渡辺・楊の主張は、その論拠を欠いている。次に、廣瀬説の論拠を検討しよう。

第二章 里耶秦簡⑩5

廣瀬は「徭」が臨時の労役であるとして、それを傍証するいくつかの論拠を挙げるが、特に「決定的」なものとして示すのが里耶秦簡⑩5である。

廿七年二月丙子朔庚寅、洞庭守禮謂縣嗇夫・卒史嘉・假卒史毅・屬尉。令曰、傳送・委輸必先悉行城旦舂・隸臣妾・居貲贖責（債）。急事不可留、乃興徭。●今洞庭兵輸內史及巴・南郡・蒼梧。輸甲兵、當傳者多、節傳之、必先悉行乘城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貲贖責（債）・司寇・隱官・踐更者。田時毆、不欲興黔首。嘉・毅・尉各謹案所部縣卒・徒隸・居貲贖責（債）・司寇・隱官・踐更縣者簿有可令傳甲兵。縣弗令傳之而興黔首、興黔首、可省少弗省少而多興者、輒劾移縣。縣亟以律令具論、當坐者言名史泰守府。嘉・毅・尉在所縣上書、嘉・毅・尉令人日夜端行。它如律令。（里耶秦簡⑩5A（B面は略））

問題となるのは傍線部である。その前後を含めて、廣瀬の日本語訳も引用しておく。

…令によると、「物資の運搬輸送の際には、必ずまず城旦舂・隸臣妾・居貲贖責から行かせよ。緊急の要件でとどめておくことができない場合に限って徭役を興せ」とある。…運搬に際しては、必ずまず乘城の卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貲贖責・司寇・隱官・縣で踐更する者から派遣せよ。農繁期には黔首を徴発するのは控えたい。嘉・毅・尉はそれぞれ謹んで所轄の縣卒・徒隸・居貲贖責・司寇・隱官・縣で踐更する者の名簿を調べ、…[廣瀬 2010、327 頁]

ここで廣瀬は「踐更者」を「更卒」と読み替え、「定期的に当番が回ってくる」義務労働を「徭」とは別個のものとし、徭役とは「刑徒・債務者・踐更者といった言わば恒常的に存在する労働力ではまかないきれない場合にかぎって興す、臨時的・補完的な労役なのである」と結論する。ちなみに楊振紅も同じように右の簡を解釈し、「縣卒」は更卒ではないという議論を展開している[楊 2015、187 頁]。

この行論に疑問を覚えるのは、「踐更者」をただちに「更卒」と読み替えてしまう点である。先に別稿で述べたとおり、最下層の官吏や公務服役者も輪番を組んで就労し、「踐更者」はいわゆる「更卒」に限らない[宮宅 2012]。実のところ、右の簡で「踐更者」の前に置かれる「司寇」刑徒も、輪番で服役する者たちであった。

及諸當隸臣妾者亡、以日六錢計之、及司寇冗作及當踐更者亡、皆以其當冗作及當踐更日、日六錢計之、皆與盜同灑。（嶽麓〔肆〕17～18）

…およびおよそ隸臣妾として労役すべき者が逃亡すれば、一日あたり六錢として計算し、および司寇で冗作する、および踐更すべき者が逃亡すれば、いずれも冗作すべき、および踐更すべき日数を、一日あたり六錢として計算し、いずれも盗罪と同じ法を適

用する。

「隱官」が輪番を組んだか否かはなお明証に欠けるが、隱官はしばしば司寇と並置され（岳麓〔肆〕259、329、二年律令158、312、316など）、待遇において司寇と共通する点が多かったものと推測される。これを踏まえれば、里耶秦簡の該当部分は、

守城の任に就いている兵卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居貨贖債・司寇・隱官で輪番に就いている者を必ず先に動員する。農繁期なので、一般民は徴發しない。嘉・穀・尉はそれぞれ所轄する縣の卒・徒隸・居貨贖債・司寇・隱官で縣において輪番に就いている者の名簿に、武器を遞送させることのできる者がいるかどうかを調べよ。

と解釈すべきである。廣瀬の解釈だと、労働力が「兵役に就く一般人／刑徒／徭役に就く一般人」という順序で羅列されていることになり、やや不可解であるが、右の解釈によればその疑問も解消する。

以上により、「更」と「徭」とを対置し、「徭」が義務労働の一部分しか含まないとする廣瀬説にも、また従い難い。ただし、廣瀬が義務的な労役を定期的なものと同義のものとして論じるのは、非常に示唆的である。筆者は別稿で、秦代の徭役・兵役を「恒常的なもの」と「臨時のもの」とに区分して整理した[宮宅2019]。併せて参照されたい。

第三章 「徭」とは—その広義と狭義—

結局のところ、「徭」は義務労働の汎称と考えられる。だが、その「義務労働」が含む範囲は様々で、文脈により様々な意味を持つ。

最も狭い意味では、「徭」は一般人に義務として課せられた賦役労働を指す。前章に挙げた里耶秦簡⑩5の「興徭」は、後文に見える「興黔首」と同義であり、服役中の兵士や刑徒以外の、一般人を義務労働に動員することを意味している。こうした狭義の「徭」は、そのなかに兵役を含んではいなかった。

●戍律曰、戍者月更。君子守官四旬以上、爲除戍一更。遣戍、同居毋並行。不從律、貨二甲。戍在署、父母・妻死、遣歸葬。告縣、縣令拾（給）日。繇（徭）發、親父母・泰父母・妻・子死、遣歸葬。已葬、輒聶（躡）以平其繇（徭）。（岳麓〔肆〕184～185）

●戍律。戍卒は月ごとに輪番交替する。君子が四十日以上にわたり官吏の職務を代行したなら、戍卒としての輪番勤務の一回分を免除する。戍卒を派遣するにあたり、同居する者が同時に送られることはない。律に従わなければ、貨二甲。戍卒が部署において、父母・妻が死んだならば、葬儀に帰らせる。所属の縣に報告し、縣が命じて労役日数を充足させる。徭役に徴發されて、実の父母・祖父母・妻・子が死んだならば、葬儀に帰らせる。葬儀が終われば、そのつど労役日数を翌年に引き継ぎ、徭役を平等にする。

この条文は、義務労働に服役している時に親族に不幸があった場合の、帰郷の可否を規定するものである。ここでは「戍として部署にいる」と「徭として徴發される」とが区

別され、前者の場合は父母ないしは妻が死亡すれば、後者では実の父母・祖父母・妻・子が死亡すれば、帰郷が認められた。兵役である「戍」が、明らかに「徭」とは違う範疇に属していたことが分かる。

一方で、「徭」がより広い範囲の義務労働、具体的には刑徒の労働や、官吏の出張業務を包摂する場合もあった。刑徒の「徭」については、睡虎地秦簡に次の例がある。

春城旦出繇（徭）者、毋敢之市及留舍闔外。當行市中者、回、勿行。（秦律十八種 147～148、岳麓〔肆〕 168 も同文）

春や城旦が徭役に出向く場合、市場に行ったり、市場の門の外にとどまってはならず、市場の中を通過せねばならない場合は、迂回し、通過してはならない。

ここでは城旦春が作業に出ることを「出徭」と呼んでいる。また里耶秦簡には、「倉曹課志」の一つとして「徒隸行徭課」が見える（⑧495）。県倉が管理する、隸臣妾などの労役記録と推測され、これも刑徒労働が「徭」と呼ばれる一例である。

官吏の出張も「徭」と呼ばれたことは、尹湾漢簡から確かめられる。いわゆる「東海郡下轄長吏不在署・未到官者名籍」（YM6D5 正）は、現在持ち場にはいない官吏の肩書きや姓名を、不在の理由ごとに列挙した一覧であるが、そこには不在の理由として、「告（休暇）」や「寧（忌引）」などと並んで「徭」が現れる。「徭」のカテゴリーに入る十三名の、具体的な不在理由は次のとおり。

送罰戍上谷（3名）、送衛士（1名）、送徒民敦煌（1名）、送保宮（1名）、上邑計（2名）、市魚就財物河南（1名）、市材（1名）、不明（3名）

すなわち、①人員の移送、②計簿の提出、③物品の購入のために持ち場を離れていることが、「徭」と総称されたのである。

これらの十三名は、官吏としての本来の職務を離れて、賦役労働の一環として①～③の用務に参加していたわけではない。二年律令 411～412 は「官吏や皇帝の近臣は物資輸送の役務にかかわらない（吏及宦皇帝者不與給傳送事）」と明言しており、官吏が賦役労働の一部として輸送業務に徴発されることはなかったからである²。十三名の官吏はあくまで職務の一環として、監督者の立場で①～③の業務に関与していると見るほかない。そうした官吏の出張業務もまた、「徭」と呼ばれた³。

より正確に言えば、尹湾の「徭」は「徭使」の略であろう。二年律令 411～414 が示すとおり、委輸・伝送に一般民を動員するのも「徭使」であったが、官吏が何らかの用務で持ち場を離れることも「徭使」と呼ばれた。典籍史料でも『漢書』蓋寛饒傳に、衛司馬が衛官のために買い物に出ることが「徭使」と呼ばれている例が現れる。こうした用例に拠るなら、一般民を動員した運送業務にせよ、官吏の出張業務にせよ、遠方への移動を伴う用務はいずれも「徭使」と呼ばれた。この「徭使」が「徭」と省略される場合もあったとす

² 岳麓〔肆〕 152 に拠るなら、「冗宦及冗官」は「邑中の事」にも関与しない。

³ 「徭」をあくまで一般人の賦役労働と見るなら、「徭徒の引率も“徭”と呼ばれた」などと説明するほかない。しかしそれでは、計簿の提出がなぜ「徭」に当たるのか、説明できない。

れば、「徭」が広義で用いられる場合、その含意するところは相当に広く、一般民の賦役労働に限定されるものではない。

さらに「徭」の意味が広がって、そのなかに一般民の兵役負担をも含む場合もあった。そのことを、「徭」と「戍」が組み合わせられた言葉、すなわち「徭戍」という語の検討を通じて論証しよう。

第四章 「徭戍」とは

「徭戍」は典籍史料にも見え、従来は辺境防備の兵役を指すと考えられてきた。その解釈が依拠するのは、『漢書』昭帝紀如淳注の「天下の人はいずれも三日間戍辺せねばならず、これもまた「更」と呼ばれる。律が言うところの「徭戍」である」という一節である。確かに、この如淳説が適合する用例も存在する。

起塞以來百有餘年、非皆以土垣也、或因山巖石、木柴僵落、谿谷水門、稍稍平之、卒徒築治、功費久遠、不可勝計。臣恐議者不深慮其終始、欲以壹切省繇戍、十年之外、百歲之内、卒有它變、障塞破壞、亭隧滅絕、當更發屯繕治、累世之功不可卒復、九也。
(『漢書』匈奴傳下)

長城が築かれてから百有余年、…卒徒がこれを建造・修築し、長きにわたり労力・経費がすぎ込まれ、その量は計りしれません。わたくしが思いますに、呼韓邪の申し出を良しとする方々は事の次第を深くは考えず、当面の「徭戍」を省こうとしているだけで、十年の後、百年の内、にわかには異変があったとき、とりでが壊れ、烽火台が途切れていて、改めて屯兵を徴発して修理しようとしても、長年かけた労力はすぐには取り戻せません。…

これは元帝の時、王昭君を賜って喜んだ呼韓邪単于が、長城一帯の防衛を自らが引き受けようとして申し出た際に、郎中の侯應が提出した反対意見の一部である。ここに見える「徭戍」は、「辺境防備」という解釈で意味が通じよう。

とはいえ、「徭戍」が「辺境防備」でなければ『漢書』匈奴傳が解釈できないわけではない。「諸々の徭役負担を軽減しようとし」とこの一節を読むこともできる。実のところ、如淳説の他には「徭戍＝辺境防備」という解釈を積極的に支える論拠はない。

これに対し、「徭戍」に異なる解釈を与える論者もいる。山田勝芳は「徭戍」は「徭・戍」、つまり「徭役・兵役」であると言う[山田 1993、617 頁]。この解釈は、突き詰めて言えば秦漢律に「徭律」と「戍律」の両者が存在することに拠っており、それは「徭律によって役を徴し、戍律で辺戍させ」[同、290 頁]るとか、「徭律に基づいた「徭」と戍律に基づいた「戍」」[同、335 頁]といった山田の所見からうかがえる。確かに「徭律」と「戍律」の存在は、「徭」が「戍」と区別される概念であったことを示唆する。

筆者も基本的に、山田の解釈に従うものである。ただし厳密に言えば、「徭律」「戍律」の併存に拠って「徭戍」を「徭・戍」の並列と断ずるのは、いささか行論に飛躍がある。

「徭律」が「戍」についての言及する場合もあり（二年律令 411～415）、「徭律によって役を徴し、戍律で辺戍させ」たとは言い難いからである。だが、その後の史料の増加を経て、狭義の「徭」が「戍」と区別されたことは、先に挙げた岳麓〔肆〕184～185 により明らかとなった。

従って「徭戍」は「徭役・兵役」の意であり、義務労働一般を広く覆う用語である。注意せねばならないのは、この「徭戍」が「徭」と言い換えられる場合のあったことである。

有貲贖責（債）拾（給）日而身居、其居縣官者、縣節（即）有繇（徭）戍、其等當得出、令繇（徭）戍。繇（徭）戍已、輒復居。當繇（徭）戍、病不能出及作盈卒歲以上、為除其病歲繇（徭）、勿聶（躡）。□□論毆（繫）、除毆（繫）日繇（徭）戍、以出日傳（使）之。（岳麓〔肆〕250～252）

貲罪・贖罪・負債が有り、労役日数で充足させるべく自ら居作して、その者が縣の官府で居作していた場合、縣でもし「徭戍」があり、それらの者が出向くことができるならば、かれらに「徭戍」させる。「徭戍」が終わったら、そのつどふたたび居作させる。「徭戍」に該当したが、病気で一年間以上出向くこと、および作業することができなければ、その病気をした歳の「徭」は免除し、労役日数を翌年に引き継がない。…裁かれ拘束され…、拘束されていた日数分の「徭戍」は免除し、徭役に出向いた日からこれを使役する。

繇（徭）多員少員、積（積）計後年繇（徭）戍數。（岳麓〔肆〕254）

「徭」の日数が設定された日数より多かたり少なかつたりしたならば、次の年の「徭戍」の日数に繰り越して計算する。

この場合の「徭戍」は辺境防備の兵役のみを指すものではない。「徭戍」は「義務としての辺境での軍務」というような狭い意味のタームではなく、「徭役と兵役」であり、義務的労働の汎称である。そして「徭」一文字がそれと同義で用いられる場合もあった。

最後に、ここまでのところ暫く「兵役」と呼んでおいた「戍」について、その意味するところを考えておきたい。

第五章 「戍」とは

「はじめに」で述べたとおり、『説文解字』は「戍」を辺境防備の任務であると定義する。また浜口重国は「「屯」或は「戍」字だけでは種々なる意味に用ひられた様であるが、「屯戍」と熟語になつたものが邊戍以外の義に使用された実例は、私の知る限り漢代の文献に存しないのである」と述べる〔濱口 1934、489 頁〕。「戍」一字ではなく「屯戍」の意を論じたものだが、「戍」字を含む兵役の本務を辺境防備であるとする点では、『説文』と共通していよう。

その一方で、「屯戍」が首都警備の任をも含むとする論者は少なくない。この主張は、漢代の労役制度研究の基本史料、『漢書』食貨志の董仲舒上言と『漢旧儀』の一節を如何

に読むかという問題と関わっている。例えば重近啓樹は両者を、

又加月為更卒、已復為正一歳、屯戍一歳、力役三十倍於古。（『漢書』食貨志）

加えて月ごとに更卒となり、さらにまた正卒になること一年間、辺境の防備に就くこと一年間、力役はかつての三十倍である。

民年二十三為正一歳、以為衛士一歳、為材官騎士、…（『漢旧儀』）

民は二十三歳で正卒になること一年間、衛士になること一年間。材官・騎士になると、弓の射方や馬の操り方、陣形の組み方をならう。

と読む。両者に現れる「正一歳」が同じものであるとしたら、残る「屯戍一歳」と「衛士一歳」も同じでなければ矛盾をきたす。それゆえに「屯戍は…戍邊或いは衛士、の意と解して無理ではない」[重近 1999、199 頁]という結論になる。

同じく、戍卒は首都警備も担当したと主張する渡辺信一郎は、次の用例を論拠に挙げる[渡辺 2010、135 頁]。

先平明、謁者治禮、引以次入殿門、廷中陳車騎・戍卒・衛官、設兵、張旗志。（『漢書』叔孫通傳）

河南卒戍中都官者二三千人、遮大將軍、自言願復留作一年以贖太守罪。（『漢書』魏相傳）

これらの例では、確かに戍卒が長安での儀礼に参加したり、河南郡の卒が中都官の警備に当たっており、「戍」とは辺境防備に限らないことになる。

さらに楊振紅は、「屯戍」は辺境防備・首都警備のみならず、地方軍での服役も含めた兵役全般を広く指す語であったとする[楊 2015、194～195 頁]。楊はその論拠として、「屯」が辺境地帯だけでなく、各地におかれた材官・騎士の駐屯地を指す場合もあることを指摘している。

さて、これら諸説のうち、最後に挙げた楊説に対しては王彦輝の反論がある。王は楊の挙げた論拠を一つ一つ検討し、その多くが非常時の体制を述べたもので、通常の制度とは異なる可能性があることや、楊が内郡とする地域が、実際には皇帝直轄地の辺境に位置することなどを指摘する[王 2016、264～265 頁]。さらに言えば、楊の指摘は「屯」字に焦点を据えたものであり、「戍」字ないしは「屯戍」という熟語の本義を問うた議論とは言い難い。

一方、渡辺の挙げる二つの史料は、確かに戍卒が首都で勤務する場合のあったことを示している。だが、果たしてこうした実例から、「戍」の第一義が辺境防備ではないと言い切れようか。辺境防備の名目で徴発された人員が、実際には首都警備に振り向けられた可能性もあるだろう。

翻って、岳麓簡の律令や二年律令に現れる「戍」字に目を凝らすと、やはり辺境防備と結びつく例が多い。岳麓簡には「當戍故徼有故而作居縣一統一以前の国境地帯で戍卒となるべきところ、理由があつて本籍のある縣で作業する一」（岳麓〔肆〕274～275）をはじめとして「戍」と「故徼」が組み合わされた言い回しが見える（岳麓〔肆〕292、377、〔伍〕

- 濱口 重国 1934「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」、同『秦漢隋唐史の研究』東京大学出版会、1966 所収
- 廣瀬 薫雄 2010『秦漢律令研究』汲古書院
- 宮宅 潔 2011『中国古代刑制史の研究』京都大学学術出版会
- 宮宅 潔 2013「秦の戦役史と遠征軍の構成—昭襄王期から秦王政まで—」、宮宅潔（編）『中国古代軍事制度の総合的研究』科研費報告書（基盤 B）
- 宮宅 潔 2019「秦代徭役・兵役制度の再検討」（投稿中）
- 山田 勝芳 1993『秦漢財政収入の研究』汲古書院
- 渡辺信一郎 2010『中国古代の財政と国家』汲古書院
- 王 彦 輝 2016『秦漢戸籍管理と賦役制度研究』中華書局
- 楊 振 紅 2015『出土簡牘と秦漢社会 続編』広西師範大学出版社

（2019年4月1日 受理）